

平成26年7月1日
京都市職員共済組合

共済組合員の皆様へ

京都市職員共済組合からのお知らせ
～貸付事業の変更と保養所きよみずの営業終了について～

平成26年6月24日に開催された第136回組合会におきまして、「平成25年度決算」、「京都市職員共済組合貸付規程の全部改正」及び「保養所きよみずの処分の方針及び営業の終了日」につきまして承認されました。

これを受け、今後の貸付事業の変更点及び保養所きよみずの営業終了に係る概要につきまして、以下のとおりお知らせします。

1 貸付事業の変更点について

京都市職員共済組合は平成26年12月1日付けで全国の市町村職員共済組合と同様に地方公務員等共済組合法に規定されている全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に加入します。このため、貸付事業が連合会との共同事業となることから、必要な事業内容の整理を行うとともに、貸付規程の全部改正を行いました。

については、以下のとおり現行の取扱いから変更となります。

(1) 現在の受付分から変更となるもの

○ 抵当権の設定が不要となります。

これまで、貸付額が300万円以上のものについて仮抵当権の設定が必要でしたが、現在、申込みを受け付けているものから不要となります。

また、既に抵当権を設定している組合員で、償還前において抵当権の解除を希望される方につきましては、共済組合として抵当権を放棄し、解除の手續に係る書類を送付いたします。

※ 後日、解除に係る手續について、改めて御案内いたします。

(2) 平成26年12月1日から変更となるもの

○ 新たに団体信用生命保険（任意加入）の取扱いを始めます。

・ 団体信用生命保険の概要

① 現在貸付を受けている、又は受けようとする組合員が任意に加入できる保険

- ② 組合員が死亡又は高度障害になった際に、共済組合に対し貸付残高に相当する保険金額が支払われます。
- ③ 保険料（現行基準） 貸付残高 10 万円につき月額 20 円（組合員本人負担）

・ **債務返済支援保険**

- ① 団体信用生命保険の加入者が任意に加入する保険
- ② 組合員が病気、傷害等により就業障害となった際の就業不能期間における貸付金返済額（平均返済月額）に相当する保険金額が組合員に支払われます（最長 3 年間）。
- ③ 保険料（現行基準） 平均返済月額 1 万円につき 99 円（組合員本人負担）

※ 後日、加入に係る手続について、改めて御案内いたします。

○ **償還額に関する制限が変更されます。**

現在、毎月の償還額は給料月額の 3 分の 1 を超えることはできない（当組合以外からの借入等に係る返済分も含む。）こととなっていますが、平成 26 年 12 月 1 日以降は、毎月の償還額は給料月額の 100 分の 30、かつ年間の償還額も年収相当額の 100 分の 30 を超えることができない（当組合以外からの借入等に係る返済分も含む。）取扱いとなります。

○ **貸付可能限度額が変更されます。**

貸付限度額について、（一財）京都市職員厚生会からの住宅貸付残高がある場合は、その分を貸付限度額から減額していましたが、平成 26 年 12 月 1 日以降は財形住宅貸付を受けている場合は、その分も合わせて減額することとなります。

○ **貸付利息、償還方法の取扱いが変更となります。**

現在、償還事例に併せて、月割り利息と日割り利息による運用を行っていましたが、平成 26 年 12 月 1 日以降は、月割り利息のみによる対応となります（遅延利息の取扱いを除く。）。また、これまでは償還途中で償還方法の変更が可能でしたが、同日以降は、貸付当初に決定した償還方法を変更することはできなくなります。

2 保養所きよみずの営業終了について（営業終了日 平成 27 年 3 月 31 日）

保養所きよみずについては、組合員利用の減少、多大な管理運営費用、共済組合の厳しい財政状況等を踏まえ、廃止することを平成 26 年 3 月の「共済組合ニュース」でお知らせしたところですが、この度、営業終了日を平成 27 年 3 月 31 日とすることで決定しました。